

(新設)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

練馬区が設定する独自報酬基準	単位数
<p>＜独居高齢者への支援に関する項目＞（対象者加算）※1</p> <p>独居の利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>当該加算は、アセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合は、算定できるものとする。なお、アセスメントの結果については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等に記載すること。あわせて、少なくとも月に1回、サービス提供の際に利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を記録すること。</p>	200 単位
<p>＜介護・医療連携推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた取り組み等に関する項目＞（体制加算）※2</p> <p>つぎのいずれにも該当すること。</p> <p>① 運営基準における介護・医療連携推進会議の基準を遵守した上で、この会議への地域の居宅介護支援事業者等の参加を積極的に促し、意見交換を行う等、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。また、その議事録を区へ提出すること。</p> <p>② 運営状況、活動内容および介護・医療連携推進会議にて話し合った内容等をまとめ、おおむね3月に1回以上、事業所が外部に対して発信するツール（ホームページや事業所が出している刊行物等）によって、周知を図ること。また、それを区へ報告すること。</p> <p>③ 地域ケア会議や区が行う集団指導等に参加し、そこで得た情報を用いて、事業所内で勉強会を開催し、それを記録すること。</p>	300 単位

※1 「対象者加算」とは、加算の算定要件の対象となる利用者についてのみ算定するもの。

※2 「体制加算」とは、事業所の体制を評価した算定要件を設定し、当該要件を満たした場合に利用者全員について算定するもの。